

2015 年 9 月 26 日

邸宅から御堂へ～藤原為隆坊城堂跡の調査～

(公財)京都市埋蔵文化財研究所 南 孝雄

1. はじめに

今日は、昨年行った平安京左京四条一坊二町跡での発掘調査成果から、平安時代後期の貴族邸宅から御堂への変遷の過程を見てみたいと思います。調査地である二町は朱雀大路に面しており、平安宮朱雀門から南へ約 700 m の地点です。平安時代前期には、周辺に大学寮、左京職、奨学院などの京内官司が、また朱雀大路を挟んで西側には朱雀院があり、平安京の中でも一等地と呼べる場所です。調査はマンション建設に先立ち行ったもので、調査区は 1・2 区に分かれ、1 区から順に行いました。いずれも二町の北東部に位置します。調査面積は計約 1200 m²、調査期間は 2014 年 5 月 16 日から 9 月 30 日です。

平安時代前・中期の調査地に関する史料はありませんが、後期になると 2 人の土地所有者に関して知ることが出来ます。一人は散位従四位下大江公仲です。公仲は嘉保 2 (1095) 年罪に問われて隠岐国へ配流されることになりました。これに際しては左京四条一坊二町にあった 1 町四方の邸宅を田の字に 4 分割して処分しています(『平安遺文』1338 号)。もう一人は、左大弁藤原為隆です。為隆は、大治 2 (1127) 年に仏堂を建立し(『中右記』大治 2 年 10 月 17 日条)、大治 5 年にこの地で薨去しています。このように史料上、複数の土地の所有者とその利用状況が分かるのは、平安京でも稀有な場所といえます。

2. 平安時代後期の変遷

平安時代後期は、5 時期に渡る遺構^{わた}の変遷を明らかにしました。時期は、1～4 期が 12 世紀前半、5 期はそれに近いと思われますが明らかではありません。1～4 期は池を中心とした庭園遺構を検出しています。1～4 期の宅地規模は、二町の東西中心付近で南北方向の築地基底部を検出していることから、1/2 町または 1/4 町規模と考えられます。

1 期 検出した遺構には池 462 があります。南北最大検出長 13 m・東西 24 m を測ります。池の深さは、北岸で 0.4～0.5 m、南岸では 0.3 m を測ります。平面形は、東西に長い長方形を呈します。池の北岸には州浜が認められます。池底にも礫敷きが施されます。礫敷きの下の地山層は砂礫で、池底に保水力はありませんが、平安時代の井戸底と池底に大きな差がないことから、池の水は池底からの湧水であった可能性があります。池の中心は、西三・四行の境界線と北三・四門の境界線のほぼ交点付近にあり、宅地の中で計画的に位置の設定がなされたと考えられます。この段階の明確な導水施設は検出していませんが、土坑 510 が遣水の痕跡であった可能性があり、そうだとすれば北西方向から水を引いていたとみられます。

2 期 池 452・遣水 509・岬 848・景石 887 と 827・集石 856 などを検出しました。池 452 は、1 期の池 462 の北東部を埋めて作り替えられており、池の規模・形状が変化します。池 452 は、南北最大検出長 11.4 m・東西 13 m を測ります。東岸の北半部には、半島状に突き出す岬 848 が構築されます。池の北岸には 1 期同様に州浜が構築

され、それに使用される礫の大きさは径 5～10 cm のものを主としています。また、岬 828 の岸部には 30～40 cm のやや大ぶりの石を敷き並べています。池 452 北岸と岬 828 に使われる石の違いは、浜から磯への変化を意匠したものと思われる。池への導水施設として遣水 509 があり、池の水は北西方向から南東方向へ水を引いていたことが確認できました。遺構面の地形は北東に高く南西に低く、水を引きやすいのは北東から南西方向で、鍵水の位置や方向は地形とは逆方向になります。遣水の位置は、建物配置や泉などの水源との関係で決定されたのでしょう。

3 期 池 450・入江 820・遣水 457・瀬落とし 449 などを検出しました。2 期の池 452 の北東部をさらに埋め立て、池の規模は縮小します。池の南東部は汀が直線的な入江状(入江 820)となります。東西長は、池 450 西岸から入江 820 東端までで 19 m、南北は検出最大幅 4 m・深さ 0.25～0.35 m を測ります。池の平面形に方形池の面影は無くなり、池の平面形や意匠は 4 時期の池の変遷の中で最も変化に富んだものとなります。導水施設としては 2 期と同様に池の北西側に遣水 457 があります。遣水 457 の北西側は、後世の削平により失われており、その延長部の姿は知る事が出来ませんでした。遣水 457 から池 450 の注ぎ口の落差は約 0.3 m あり、この付近は、汀ラインも曲線で立体的にも平面的にも変化に富んだ意匠となっています。池南東部の入江 820 の直線的な姿とは対照的です。

4 期 池 288・礎石建物 1・石組溝 262 と 292・柵 1～3・瓦の廃棄土坑(土坑 69・106・631・716・732・739)などを検出しました。

池 288 は東西 6 m・南北 3.4 m しかなく、著しい規模の縮小が行われています。これまでの池の導水施設は北西部からの遣水でしたが、この時期は、池 288 の真北にある石組溝 262 に変わります。形状・規模の変化はこれまでの変遷の中で最も大きく、1～4 期の池と共通するのは池西岸の位置程度です。

タタキ 433 は、池 288 と礎石建物 1 に挟まれる位置にあります。東西 5 m・南北 8 m の 40 m² という規模を測り、建物の一部の土間ではなく施設の全体と考えられます。礎石や掘立柱は検出していませんが、簡易な屋根で覆われるテントのような構造が想定されます。

この段階は火災による被害を受けていることが確認されています。石組溝 262・292 の埋土には炭化物が含まれ、石組溝 292 の石の一部には被熱痕跡も確認されました。また、池 288 の東西両側で検出した瓦の廃棄土坑(土坑 69・106・631・716・732・739)からは焼けた壁土・炭化物・被熱痕跡のある瓦などがまとまって出土しています。

5 期 柵 1～3 を検出しました。柵以外の遺構がほとんど存在せず、宅地としての利用はなかった可能性が高いと考えられます。

3. まとめ

今回の調査では、12 世紀前半(平安時代後期)の池の 4 時期にわたる変遷が明らかとなりました。平安京内の庭園遺跡の調査の中でも、明確な変化を明らかにすることが出来た稀有な調査となりました。

初めにも述べたように、調査地は 12 世紀前半に藤原為隆が仏堂を建立しています(『中右

記』大治二年（1127）十月十七日条）。この仏堂は「三間四面丈六堂」で「丈六阿弥陀仏、薬師、不動像、五尺四大天王像」が安置され「前池」があり、その様子は「風流絶妙也」であったと記されています。

時期的に見て、調査によって明らかとなった4時期の庭園のうちいずれかがこれに当てはまることは間違いがありません。為隆は仏事を30年行ってきたことを保安五年（1124）日記に記しています（『永昌記』保安五年四月十五日条）。仮にこれが『中右記』に記された仏堂の位置（調査地の左京四条一坊二町）と同じ場所で行ったとすると、大江公仲が財産を処分した嘉保2（1095）年の直後に為隆は、この地を入手したことになります。大江公仲が邸宅を所有していた11世紀末頃の遺物は多くを検出していませんが、1期の池462はその時期の可能性がります。そうすると、2期の池452は公仲の池であった池462を、為隆がこの土地を入手した際に作り替えたとみることができます。その前提に立てば、3期の池450は、4時期にわたって変遷する池の中で意匠が最も変化に富んでおり、大治二年の仏堂に伴う池のものである可能性が高くなってきます。

為隆は、左京四条一坊二町の地以外にも万里小路三条坊門や烏丸二条にも邸宅を有しており、『殿暦』永久四年（1116）九月二十三日条、『中右記』大治二年（1127）十二月十二日条）、左京四条一坊二町の地は為隆の私的な仏事空間であったと考えられます。3期から4期の池の変化は、それまでの池を継承するものがほとんどなく、継続性が認められません。為隆は大治5年（1130）にこの地で亡くなっています。（『長秋記』大治五年九月十四日条）。為隆が生きた時代は永承7年（1052）に始まるとされた末法の時代であり、この地に浄土の姿を託したのかもしれませんが。

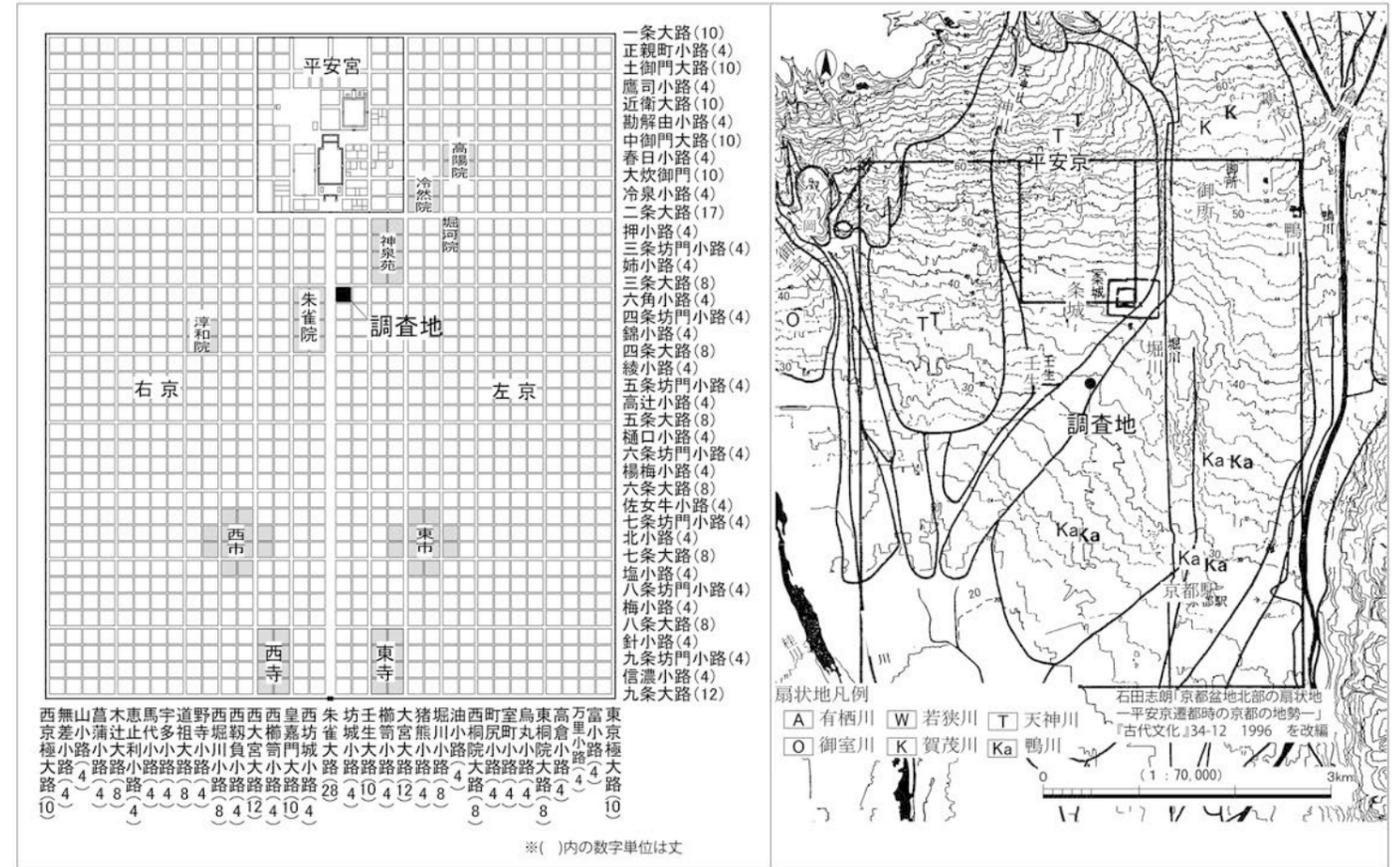


図1 平安京条坊図

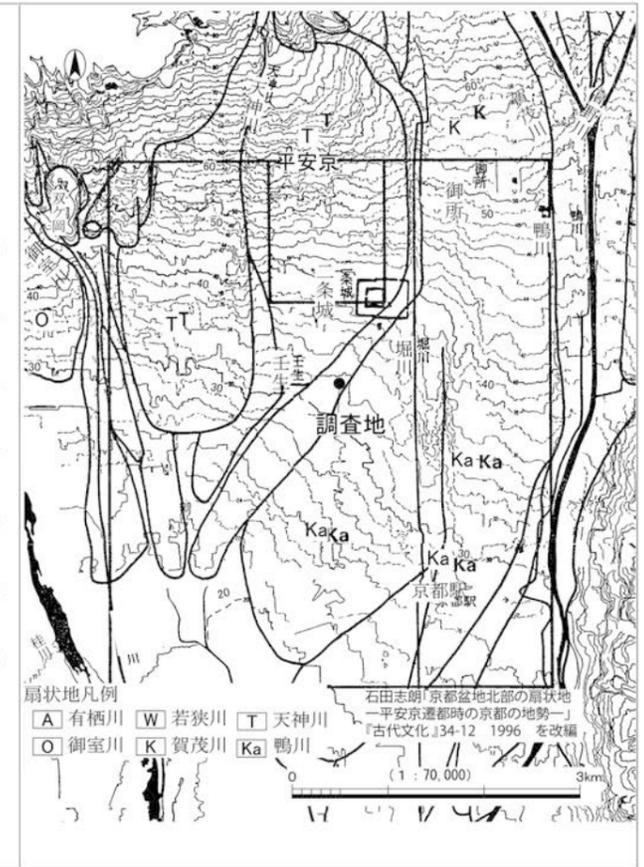


図2 京都盆地北部の扇状地と調査地

十七日 西祭 天陰雨下、今日左大辨為隆供養堂、件所從六角南、從防城西、掘池臺山、三間四面丈六堂一字、奉安置丈六阿彌陀藥師、不動像、五尺四大天王像此中、前池邊有懺法堂、安置七寶塔、其南廊有迎講堂、有鑑堂、有居所、風流絶妙也、申時相具中將右少辨所行向也、直源中納言、按察中納言、一家人々皆以來臨、導師法印覺猷、讚衆十六人、此中已講二人、覺心、豪覺、願文行盛朝臣作之、酉時事始、先於懺法堂開眼、次於丈六堂供養法、乘燭之後事了、予取被物、以下人々取之、歸了、次參攝政殿、五節之事令申也、此晚頭又猶可進之由、頭中將所仰下也、仍參殿下、童裝束可調給由、申請候處、有恩許、誠為悅畢、
今夕武藏守通基被聽内昇殿也、是依宇佐使也、今夜參入付簡云々、

『中右記』大治二年十月十七日条

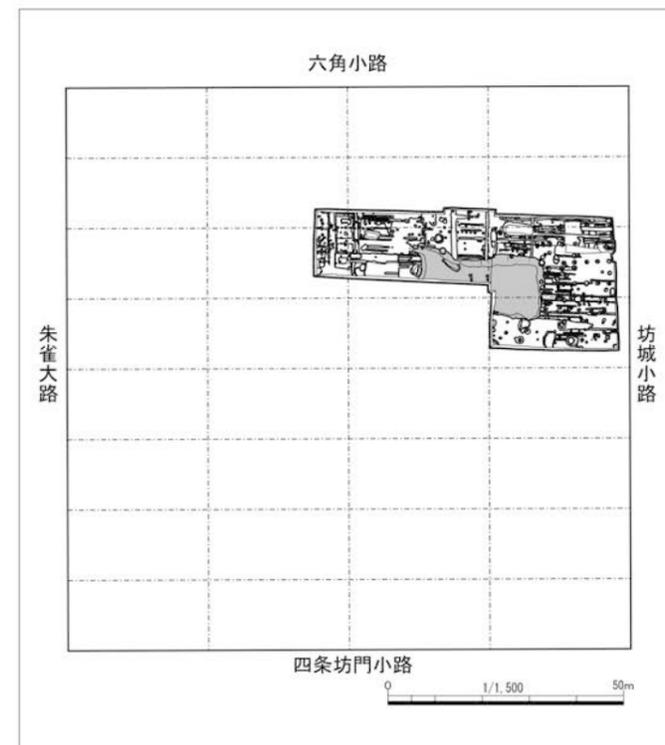


図3 四行八門と調査区位置図

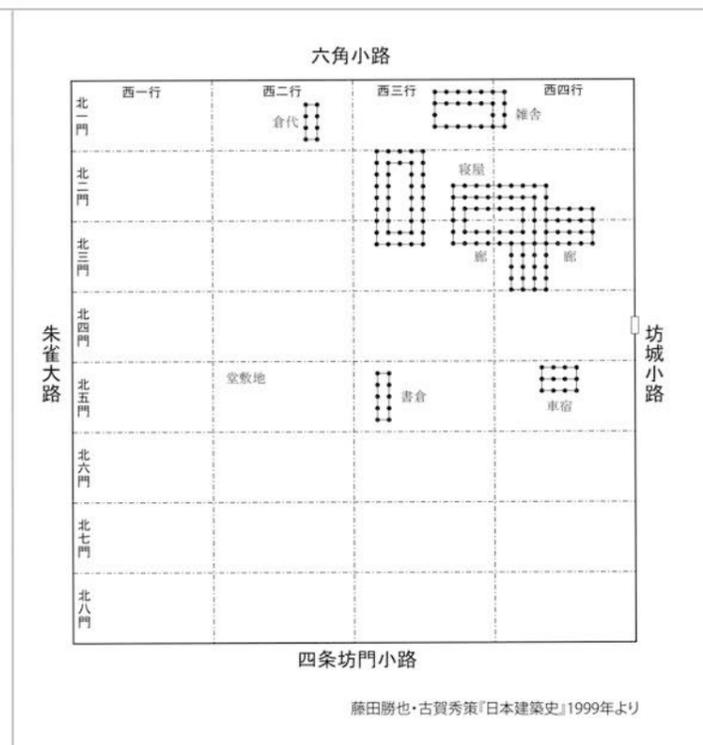


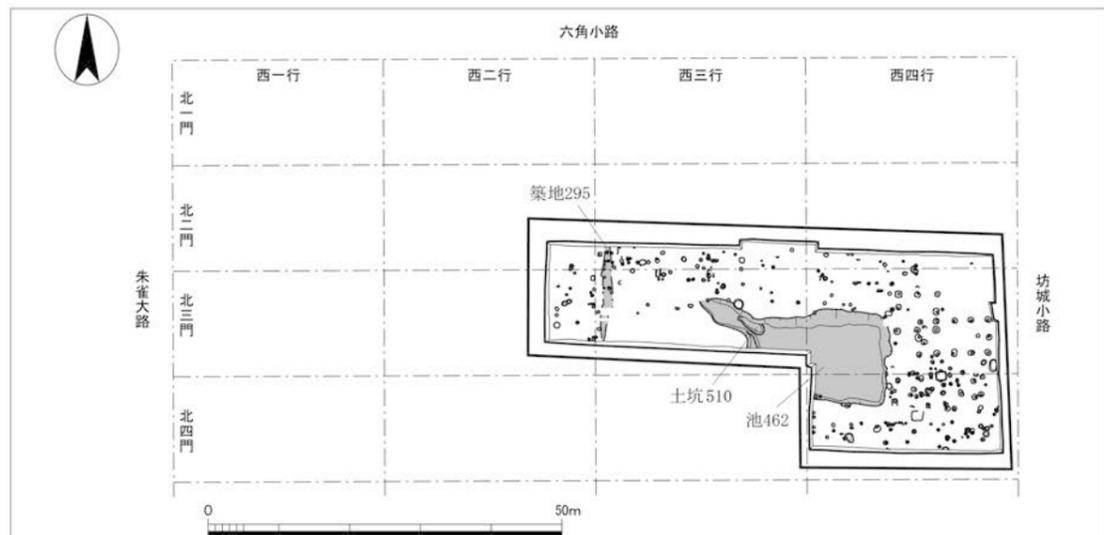
図4 大江公仲邸想定図

『平安時代史辞典』角川書店1994年より

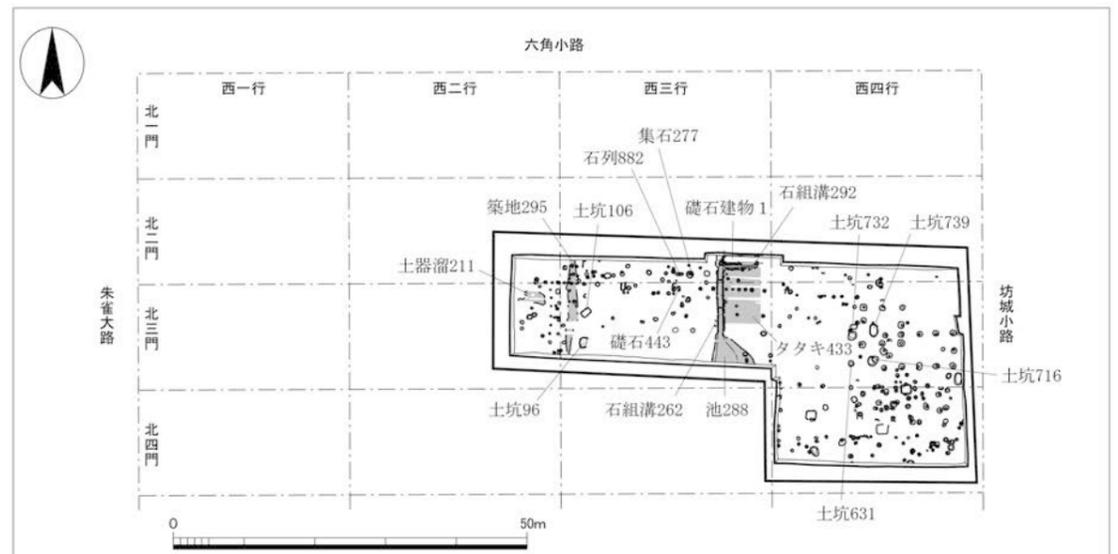
藤原為隆 (1091-1130) 平安後藤原為隆、藤原氏。参議為房の二男。母は美濃守源頼国女。同母弟に頼隆(白河院の近臣で「夜の関白」と評される)、重隆、長隆らがあり、室に近江守藤原有佐女(悪方・光房の母)、遠江守藤原基俊女(悪光の母)らいた。寛治元年(1089)叙爵。藏人、木工頭、左中弁、勸学院別当、遠江守、造東大寺長官等を経、保安三年(1123)正月蔵人頭に補され、十二月参議に任ぜられる。以後、讃岐権守・周防権守等を兼帯。大治二年(1127)十月には、六角小路南、坊城小路西に仏堂を建立。丈六阿弥陀・薬師・不動像等を安置し、「風流絶妙也」(『中右記』十七日条)と称された。同五年病病のため薨去。時に参議三位左大弁勸解由長官であった。関白藤原通・忠実及び忠実室の源師子の家司を務め、「関白摂政のうしろみして、家の下文に判して候はむ」(『大権秘抄』)と評され、寛治二年(1089)、忠実の元服に際しては理髪役を務めている。四条坊門(末昌坊)に第宅を有し(後拾遺往生伝)、日記「永昌記」はこの居処に因んだ名称である。また三条坊門万里小路や烏丸二条にも第宅を有し、前者には忠実が度々方連を行っており、後者については、新造成った大治二年十二月に焼亡している。

【参考文献】『分脈』二ノ六四頁、『補任』保安三年、大治五年条、『弁官補任』長治一、大治五年条、『中右記』永久二年六月十一日、保安元年十二月二十八日、大治二年十二月十二日、同五年九月八日条、『師通記』寛治二年正月二十一日、同五年正月二十八日、永長元年四月二十三日、『殿暦』嘉承元年十二月二十九日、天仁二年十二月二十一日、永久四年九月二十三日、十月六日条。【参考】橋本義彦『平安貴族社会の研究』(東京、昭51)、五味文彦『院政期社会の研究』(東京、昭59)。

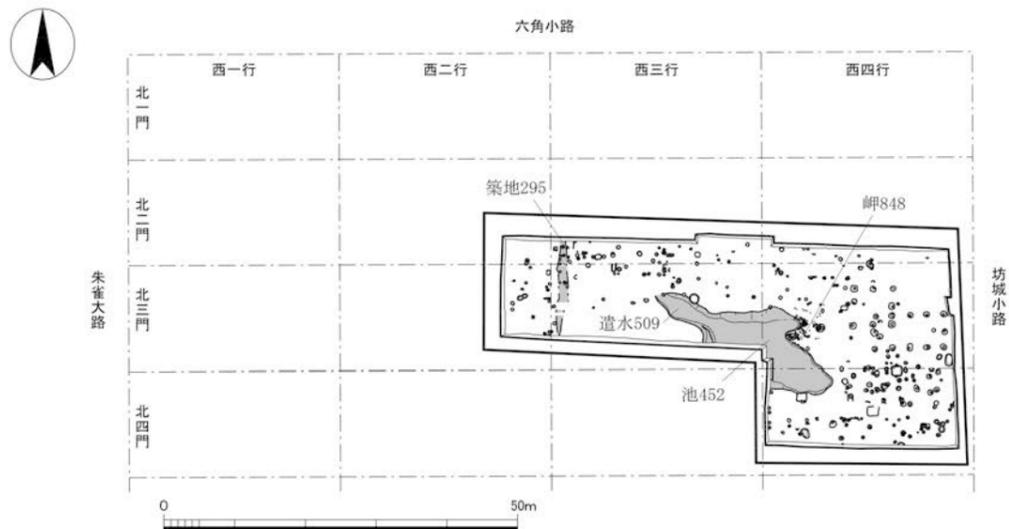
【関口 力



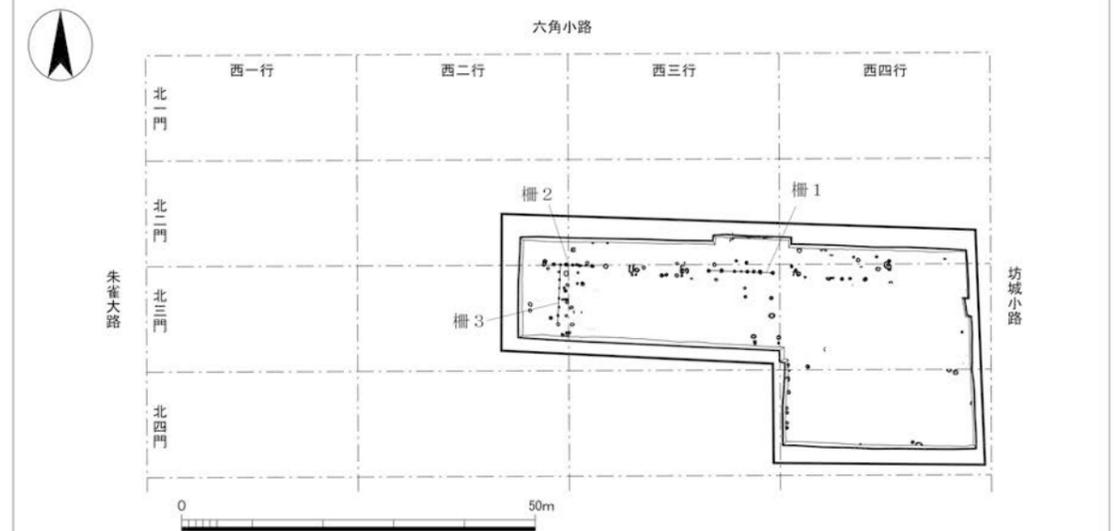
平安時代後期1期 (1:1,000)



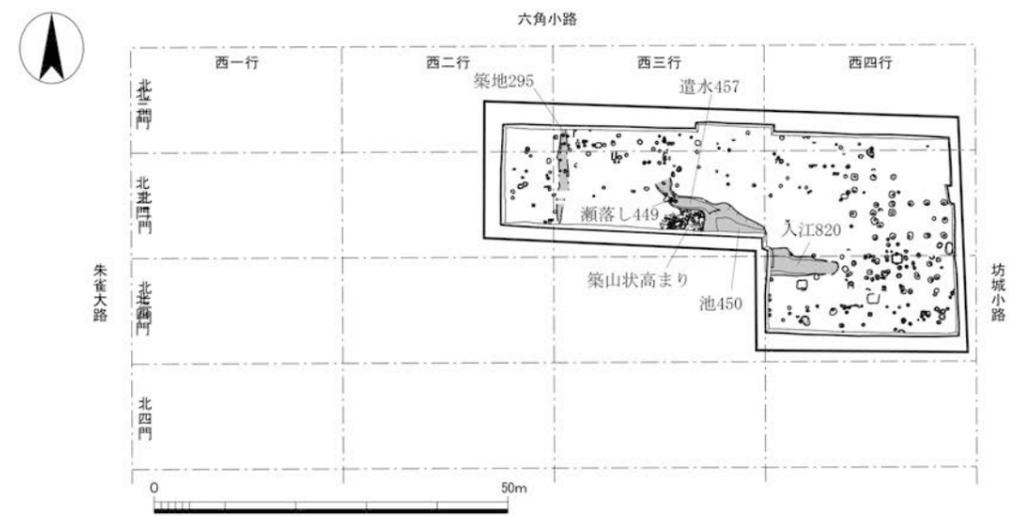
平安時代後期4期 (1:1,000)



平安時代後期2期 (1:1,000)



平安時代後期5期 (1:1,000)



平安時代後期3期 (1:1,000)

図6 遺構変遷図(2)

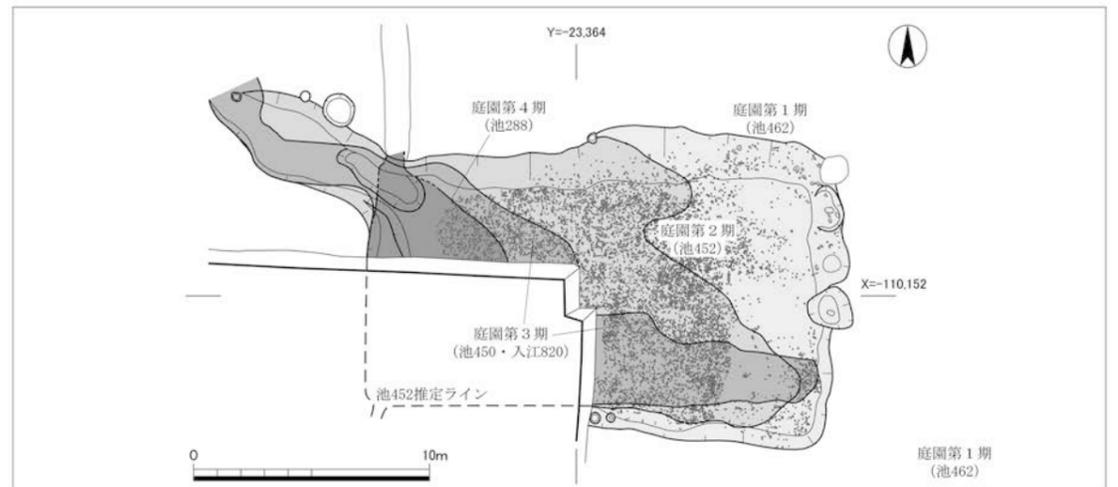


図7 池変遷図(1:300)

図5 遺構変遷図(1)